

○鳩間島留学支援多目的施設つばさ寮設置及び管理に関する条例

令和元年12月13日条例第29号

改正

令和4年3月15日条例第8号

令和5年6月16日条例第20号

鳩間島留学支援多目的施設つばさ寮設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、鳩間小中学校に留学を希望する児童生徒に対し、鳩間島における豊かな自然環境と地域の人々との触れ合いを通して、心身共に健康な児童生徒の育成を図り、もって学校や地域の活性化に資するため、鳩間島留学支援多目的施設つばさ寮(以下「つばさ寮」という。)を設置する。

(位置)

第2条 つばさ寮の位置は、竹富町字鳩間9番地とする。

(業務)

第3条 つばさ寮は、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 鳩間島留学に関する総合的運営体制の円滑な推進に関すること。
- (2) 入寮した児童生徒の寄宿及び生活指導に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、つばさ寮の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(管理運営責任者)

第4条 つばさ寮の管理運営は教育委員会が行い、管理責任者は教育長とする。

第5条 つばさ寮に管理運営上必要な寮監を置くことができる。

(入寮)

第6条 入寮の時期は、毎学年の初めとする。ただし、欠員を生じた場合はこの限りではない。

(入寮手続き)

第7条 入寮を希望する者は、所定の入寮願書に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

(入寮の選考)

第8条 入寮者の選考は、別に定める鳩間島留学制度実施要綱に基づき行なう。

(誓約書の提出)

第9条 入寮を許可された者は、所定の誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

(入寮期間)

第 10 条 入寮できる期間は、入寮の日からその者の学年の終了までとし、原則 1 年以内とする。

(退寮)

第 11 条 退寮を希望する寮生は、原則として 1 ヶ月前までに所定の書類に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は退寮を命ずることができる。

- (1) 寮費の納入を怠ったとき。
- (2) 寮生活において、秩序と風紀を乱す行為があったとき。
- (3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき。
- (4) 不登校の状況が認められるとき。
- (5) その他寮生活に不適當と認められるとき。

(閉寮)

第 12 条 つばさ寮の閉寮する期間は、鳩間小中学校及び地域の実情を考慮した上で鳩間島留学制度運営委員会において決定する。

(寮費)

第 13 条 寮生における寮費及び寮監における寮費は別に定める鳩間島留学制度実施要綱に基づき納めなければならない。ただし、第 12 条(2)の閉寮期間は 8 月分として寮費は徴収しない。

2 既納の寮費は還付しない。

(寮生活)

第 14 条 寮生は、教育委員会が定めたつばさ寮のきまりを守り、規則正しい生活をしなければならない。

(施設等の保全)

第 15 条 寮生は、常につばさ寮の保全に努めなければならない。

2 寮生は、故意及び過失により、つばさ寮の施設又は物品を滅失又は損傷したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(寮生以外の者の宿泊)

第 16 条 つばさ寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由による場合は、教育長の許可を得て宿泊させることができる。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日) この条例は公布の日から施行する。

附 則

(令和 4 年 3 月 15 日条例第 8 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(令和5年6月16日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。